よう、開催場所や時期を工夫 始している。参加者が増える 3倍から1.5倍の人数で開

市民の介護予防意識の

あり、 調不良等でサービスを断って 防給付は月単位の単価で、 単価、総額が減少した。 もかかわらず、1人当たりの ことなく、利用人数の増加に 通所介護は、事業所の協力も 介護給付の削減につながる。 にすることで、 とになり、 事業は、 も一定の費用がかかる。総合 ビスを利用できる。 利用した料金を支払うこ サービスの質を落とす 1週間から10日でサー 1日の単価になるの 利用者の応分負担 費用の軽減、

8

問 日常生活の支援のための

られたことについて、事業者

うサークルもある。 事業で「元気な一歩会」とい ンがある。また、市が立ち上 める。住民主体の介護予防活 や運営等の協力をしている は、小学校区12カ所のサロ 上及び閉じこもり予防に 利用者の介護費用が抑え

の配慮をしている。 限となっており、出来る限 加算も、加算をした上での上 価を設定している。市独自の 本市は、上限いっぱいまで単 市町村が単価を設定できる。 定める上限を超えない範囲で ジメント事業について、国が 訪問介護・介護予防ケアマネ 答 の経営は圧迫されていないか。 総合事業は、通所介護 ŋ

ジ指圧師も加算できる。

契約に係る議会の議決に関し 第96条第1項第5号工事請負

「その議案には、工事請負契

体的にどのようなことか。 施策を総合的に行うとは、具

包括的支援事業は、高齢

半日通所介護の中で半日入浴 集中の訪問・通所介護があり、 日 まで設定しており、 ョン職員配置加算がある。1 加算と半日のリハビリテーシ 独自の単価を設定している。 材センターの訪問支援、短期 半日の通所介護、シルバー人 答 設定と加算をしているのか。 の通所介護のみ適用される。 の単価は国の上限いっぱ どのような市独自の単価 市独自のサービスとして

して介護予防教室を実施して 体操教室」や「シニア塾」と 予防事業は、「元気はつらつ ムの構築を行っている。介護 合相談や地域包括ケアシステ を開設し、高齢者に対する総 チ(かしはら街の介護相談室) 地域包括支援センターブラン 者に対する権利擁護業務等や、

29年度は、定員の1

柔道整復師、あんまマッサー 3職種の他にも、看護職員、 事業の加算にも入っており、 の運動機器機能加算は、総合 る。ただし、従来の予防給付 り、当該3職種に限定してい 員配置加算をされるのは、 半日のリハビリテーション職 れる資格として明記されてお 国の実施要綱で、想定さ 言語聴覚士のみか。 28年3月にも質問したが、 理学療法士、作業療法 今

最大限配慮する。 等ができたら、可能な範囲で について明確なガイドライン 討の中で、3職種以外の資格 本市も、今後の国の改正や検 ていることは承知している。 業で活躍し、様々な苦労をし その他の資格の加算の考えは 問 今後、本市で柔道整復師 その他の資格者が介護事

> ける瑕疵の有無とその真意は。 採決の意思決定プロセスにお 関する採決を行ったが、この 書を提出せずに事業契約書に 事業会社から提出済みの提案 る特別委員会および議会で 管 平成27年3月定例会で議 問 市庁舎建設事業等に関す

の整備等の促進に関する法律 金等の活用による公共施設等 第96条第1項第15号、民間資 決された本件は、地方自治法 議決案件となる。地方自治法 (PFI法) 第12条に基づき

に請求された資料を提出 日に事業契約書等と2月12 答を行った。またリスク管理 日に大林組グループが選定さ 結するまでに特別委員会で複 に記載されており、契約を締 すればよい」と自治六法解説 法、金額、 その場合は、契約の目的、 約書案を添付する必要がなく、 民が参考人招致され、3月9 があり、2月25日に二人の市 庁舎建築計画などの資料請求 れたことを報告し、平面図等 数回説明をした。27年2月12 相手方などを明記 概要説明と質疑応 方

> 意思決定プロセスにおける瑕 概要説明と質疑応答を行った。 れたと考えている。 疵はなく、議決は適切に行 以上の経緯を踏まえており、

約の解説に、議案に工事請負 と感じている。 契約として成立しているもの とあるので、地方自治法上の 相手方などを明記すればよい 契約書案を添付する必要がな 地方自治法上有効なのか。 ことは明白だが、この議決は 意思の欠缺の状態で採決した 開示せず、契約書全体の中に く、契約の目的、方法、金額 曾 地方自治法の工事請負契 議会に契約内容の全部を

言に明らかに反すると思うが 律でこれを定める」という文 共団体の健全な発達を保障す 地方自治の本旨に基いて、 織及び運営に関する事項 ることを目的とする」、 条の「地方公共団体における 行うことは、地方自治法第1 第92条の「地方公共団体の組 確保を図るとともに、 民主的にして能率的な行政の 間 議員に内容を秘密にして 地方公 憲法 は、

契約は成立しているものと理 答

議会で議決された今回

新 分 庁 舎